

質問回答書

資料名	ページ	項番	質問内容	回答
実施要領	3	3-(1)	予算の費用枠に関して、項目ごとの配分に関係なく、合計が予算内に収まっていれば問題ないと考えてよろしいでしょうか。	その考えはない。ただし、実施要領2(3)ア及びイに規定する業務内容につき、一連のものとして一体性あるものであった場合においては、当該業務につき、実施要領3(1)ア及びイに掲げる見積上限額の合計額内によることを可とする。この場合においては、仕様書6(2)の規定につき留意すること。
実施要領	9	10-(1)	プレゼンテーションの参加者について、再委託先の事業者が同席または参加することは可能でしょうか。	可とする。
実施要領	9	11-(1)ウ	『本業務の関係者に提案内容に関する助言を求めた場合』と記載がございますが、実施要領10(1)イで参加した5人に対する指摘事項かどうかを教えてください	実施要領11(1)ウにおける本業務の関係者に係る規定につき、同要領10(1)イに規定する出席者は該当しない。
実施要領	11	13	質問締め切り後に技術的な問題が発生した場合、追加で質問をさせていただくことは可能でしょうか。	不可とする。
仕様書	2	3-(1)-ア	RPAについて、サーバ型製品の定義をご教示いただけますでしょうか。 RPAがサーバ上で動作する必要があるのか、管理機能のみサーバで動作し、RPA本体はクライアントで動作することは問題ないでしょうか	仕様書3(1)アに規定するサーバ型製品とは、クライアント端末内にソフトウェア、システム等の全てが存し(DVD等外部接続媒体を接続する場合を含む。)、かつ当該端末のみにおいて当該ソフトウェア等が稼働する型の製品に対して、ネットワーク環境下において接続されるサーバ内に当該ソフトウェア、システム等の全部又は一部が存し、当該ネットワークに接続されるクライアント端末(原則として複数の場合をいう。)において当該ソフトウェア等の操作(シナリオ作成、手動実行、管理等を含む。)が可能となる型の製品を専ら言う(このことにより可能となることとして、仕様書3(1)イからオまでの規定及び仕様書6(1)の規定があること。)この意味において、後段の件につき、サーバ、クライアントそれぞれにおいて動作するプログラムの別をあらかじめ規定する趣旨は本規定に存しないが、仕様書2に掲げる目的、仕様書3(1)イからオまでの規定及び仕様書6(1)の規定からして、本ソフトウェア、システム等を使用(操作)できるクライアント端末を特に限定する趣旨ではないことにつき留意すること。
仕様書	3	3-3-(ア)	教育訓練を受ける職員数は何名を想定されていますか。 操作研修および運用研修について、それぞれの予定人数をご教示ください。	教育訓練対象となる職員は1回につきおよそ20名程度、操作研修及び運用研修についても同様の人数を想定している。また当該訓練中、説明会等の映像(音声含む。)については録画の上、当病院事業職員等に対し、総合運営システムの稼働環境下にあるクライアント端末等で視聴可能な形態(動画ファイル)として一定期間配布することを想定している。 併せて、パソコン端末を用いての教育訓練については基本、履行場所(1)に掲げる大崎市民病院本院内において発注者が所有する総合運営システム端末を用いて実施することを想定しているが、その実施については、実行環境構築・設定が終了している段階においては当該環境を使用して実施すること、またその他の状況においては受注者と協議の上当該教育訓練が可能な状態の構築を前提として実施することを考慮しており、他施設でも総合運営システム端末を用いての当該ソフトウェア操作が可能となった場合については、当日業務等の都合から参加困難となった職員等に対し、一部リモートでの実施も想定していることを申し添える。

資料名	ページ	項番	質問内容	回答
仕様書	3	3-(1)-キ	PRAのバージョンアップに関して、協議の上でバージョンアップ作業を実施しないことを検討することも可能でしょうか。	可とする。バージョンアップや変更、保守対応については、総合運営システムの状況との照合、確認の上、実施の可否を判断する場合があります、本規定についてはそのことを含めた旨の趣旨としている。
仕様書	3	3-(1)-ク	インターネット接続がない環境でも認証可能な範囲についてご教示ください。 NTT回線が断線した場合には、どのような対応が想定されますか。	本規定における認証とは総合運営システムの稼働環境下における利用者認証のことを指しており、オンプレミス環境下においても当該ソフトウェアが利用者認証のもと稼働し得るものであることを趣旨としている。このことからして、質問にあるようなNTT回線が断線した場合における対応は基本想定しておらず、併せてリモートによる遠隔保守を実施した場合における受注者又はベンダーとの接続回線については本項が趣旨とするところには含まれないものであることを付言する。
仕様書	4	3-(3)-ウ	Web、電話、電子メールのいずれかが連絡体制として整備されていれば問題ないと考えてよろしいでしょうか。 必須の問い合わせ手段として残しておくべきものがあればご教示ください。	お見込のとおり。ただし、いずれか1つであることを限定するものではなく、複数あることをもって排除するものではないこと。また、必須として残しておくべき問い合わせ手段については、電話及び電子メールを想定するが、いずれにおいても、仕様書3(3)ウの規定後段に掲げる「この場合における対応」の内容の実施に円滑につながられるように配慮された体制であれば、これをもって可とする。
仕様書	5	5	疎通テストはすべての履行場所において実施する必要があるでしょうか。	質問の疎通テストに相当する当該ソフトウェアの履行場所における動作確認については基本、当病院事業にて実施する。また、不通であった場合における技術的確認についても基本、当病院事業にて実施することとするが、発生した事象及び疑われる原因等につき、受注者側における確認等が必要となった場合には、別途協議を申し入れる場合があることにつき留意すること。
仕様書	5	6-(2)	サーバの使用年数はどの程度を想定されていますでしょうか。	サーバの使用年数については基本、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)別表第2「器具及び備品」「事務機器及び通信機器」「電子計算機」「その他のもの」に規定される耐用年数5年以上を想定している。本年数はあくまで目安であり、早期の更新等又は使用期間の延長を企図する場合がある。
仕様書	5	6-(2)	仮想化サーバの容量に関する詳細情報をご教示いただけますでしょうか。	仮想サーバの容量については、設置容量、使用容量(バックアップ用等を含む。)のほか、増設、緊急時等における使用領域予定等があるため、詳細を全て回答することは困難である。しかしながら、本質問の趣旨の一つと想定する当該RPAソフトウェア、システム等に係る使用可能領域の状況確認に関し、別の質問であった使用容量、処理量の許容範囲については、ストレージで1TB、メモリ32GB、コア5程度を想定していることを付言するとともに、詳細及び対応については優先交渉権者決定後の協議によりこれを定め対応することを見込んでいることを申し添える。
仕様書	5	6-(2)	仮想サーバにおける通信や環境構築に関して、技術的なサポートをいただけますでしょうか	このことについては、仕様書6(2)に規定する協議(6ページ上段)を前提として可とする。
仕様書	5	6-(2)	仮想サーバにおける使用容量や処理量の許容範囲についてご教示ください。	仮想サーバにおける使用容量、処理量の許容範囲については、ストレージで1TB、メモリ32GB、コア5程度を想定している。なお、詳細及び対応については優先交渉権者決定後の協議によりこれを定め対応することを見込んでいる。
仕様書	6	6-(2)-(1)	使用可能なユニット数の上限について教えていただけますでしょうか。	ユニット数の上限は特に設けていない。なお、詳細及び対応については優先交渉権者決定後の協議によりこれを定め対応することを見込んでいる。

資料名	ページ	項番	質問内容	回答
仕様書	6	6-(2)-(6)	バッチ処理を実行しない場合、その処理一覧を参照する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
仕様書	6	6-(2)-(13)	レスポンス試験結果がNGだった場合、どのような対処が必要になるかご教示ください。	試験結果が不相当となった場合、別途受注者とレスポンス向上に向けた協議を行い、当該協議結果に基づく対応を行うことを想定している。
仕様書	6	6-(2)-(13)	レスポンス結果は発注者が受注者に報告するという理解で間違いありませんでしょうか。	お見込みのとおり。
業務実績調書	1		提出する実績について、現在受注中の未完了の案件を記載しても問題ありませんか。	可とする。
業務実績調書	1		公開情報は受託者側の公開情報でも問題ないでしょうか。	可とする。ただし、受託者、当該製品の製造販売事業者等の別に関わらず、当該調書に記載する公開情報については契約相手方の公開等に係る同意等があって公開しているものであることとし、このことについては、記載内容に基づき調査することがあることを付言する。
機能要件一覧表	10	7	ユーザーマスタとは、どのような内容を指しているかご説明いただけますか。	本項におけるユーザーマスタとは、電子カルテシステム側のユーザーマスタ機能にて入力・設定するマスタ(当該システムの使用権限等を定めるマスタ)であって、当病院事業職員及び電子カルテシステムを利用して業務を行う委託職員等に係る情報により作成されたものをいう。本規定の趣旨としては、採用・異動等情報により更新される当該マスタにつき、職員ID(利用者コード)、氏名(漢字氏名、ヨミガナ)、パスワード等のデータをRPAソフトウェア側において連携又は取込し、RPAソフトウェアにおける利用者認証・記録等に活用することを想定したものとされている。また当該データを参照・取得するプログラム設定等については、優先交渉権者決定後の契約内容の調整協議等で優先交渉権者と協議の上、これを定めることを想定している。
機能要件一覧表	10	27	PC操作は可能ですが、フロー実行中に予期せぬ操作を行っても問題ないでしょうか。	本項の規定について、規定のとおりPC端末操作が可能であれば○としてよい。ご指摘頂いたフロー実行中における予期せぬ操作の発生可能性については、優先交渉権者決定後における契約内容の調整協議等において運用との調整を図るものとする。
機能要件一覧表	11	29	疑似的な端末ロック画面機能に関して、詳細なご説明をお願いいたします。	本項に規定する疑似的な端末ロック画面機能については、Windows画面におけるロック機能に類するような不正操作、盗み見を予防する措置ができること、又はWindows機能によるロック機能、スクリーンタイムアウト機能、スクリーンセーバー機能等の稼働につき、RPAソフトウェア側でこれを制限しないようにすること(スクリーンセーバー等を稼働させなくしないこと)を求めたもの。当該措置については現行Windowsにおける前記機能の稼働等により対処しているが、この環境の維持継続が図られるものであった場合については、これを可とする。